

第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を策定しました

老人福祉法および介護保険法に基づき、第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（平成27～29年度）を策定しました。

策定までの経過

〈策定専門委員会での検討〉

介護保険・高齢者保健福祉に関する専門的な内容について検討を行うため、介護保険・高齢者福祉総合事業計画策定に関する専門委員会を運営協議会との合同会議を含め9回開催し、検討しました。

〈アンケート調査の実施〉

市民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画にすべく、平成26年2月と4月にアンケート調査を実施しました。

〈パブリックコメントと市民説明会の実施〉

計画案に対し、市民の方から幅広い意見をお聴きするため、平成26年12月15日～平成27年1月15日および平成27年1月29日～2月5日にパブリックコメントを実施しました。また、平成26年12月20日と24日に市民説明会を実施しました。

基本的な考え方

〈健康づくり・生きがいづくり〉

高齢者が生きがいを持ち、社会で充分自分の力が発揮できる健康長寿の社会づくりをめざします。

▽ 高齢者の就労・社会参加の支援

▽ 健康づくり・介護予防の推進

〈地域で暮らし続ける仕組みづくり〉

高齢者の方々が住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けることができるように、在宅の日常生活を包括的に支援し、高齢者にとって住みよい地域社会をめざします。

〈地域で支え合う仕組みづくり〉

高齢者が、地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、福祉意識の醸成や地域で互いに支え合う仕組みづくりをめざします。

〈介護保険事業の推進〉

介護保険制度においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度を見据えた介護保険事業計画の策定が求められています。それを踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保をめざし、介護保険事業の円滑な運営と推進を図ります。

問合先 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9922

平成27～29年度 あなたの介護保険料は…

第6期介護保険 基準額 年額62,400円（月額5,200円）

生活保護を受給している方		平成27～29年度		平成24～26年度	
世帯の誰かが市民税を納めていますか いいえ	計所得金額の合計額はいくらでしたか	80万円以下	第1段階 ① 基準額×0.45 年28,000円 月2,340円	第1段階 基準額×0.45 年25,900円 月2,160円	
		80万円超 120万円以下	第2段階 ② 基準額×0.65 年40,500円 月3,380円	第2段階 基準額×0.45 年25,900円 月2,160円	
		120万円超	第3段階 ③ 基準額×0.75 年46,800円 月3,900円	特例第3段階 基準額×0.65 年37,400円 月3,120円	
	計所得金額の合計額はいくらでしたか	80万円以下	第4段階 ④ 基準額×0.875 年54,600円 月4,550円	第3段階 基準額×0.75 年43,200円 月3,600円	
		80万円超	第5段階 ⑤ 基準額×1.0 年62,400円 月5,200円	特例第4段階 基準額×0.875 年50,400円 月4,200円	
		120万円未満	第6段階 ⑥ 基準額×1.175 年73,300円 月6,110円	第4段階 基準額×1.0 年57,600円 月4,800円	
	計所得金額の合計額はいくらでしたか	120万円以上 190万円未満	第7段階 ⑦ 基準額×1.275 年79,500円 月6,630円	第5段階 基準額×1.125 年64,800円 月5,400円	
		190万円以上 290万円未満	第8段階 ⑧ 基準額×1.45 年90,400円 月7,540円	第6段階 基準額×1.25 年72,000円 月6,000円	
		290万円以上 350万円未満	第9段階 ⑨ 基準額×1.5 年93,600円 月7,800円	第7段階 基準額×1.375 年79,200円 月6,600円	
	計所得金額の合計額はいくらでしたか	350万円以上 500万円未満	第10段階 ⑩ 基準額×1.6 年99,800円 月8,320円	第8段階 基準額×1.5 年86,400円 月7,200円	
		500万円以上 750万円未満	第11段階 ⑪ 基準額×1.75 年109,200円 月9,100円	第9段階 基準額×1.75 年100,800円 月8,400円	
		750万円以上 1,000万円未満	第12段階 ⑫ 基準額×2.0 年124,800円 月10,400円	第10段階 基準額×2.0 年115,200円 月9,600円	
	計所得金額の合計額はいくらでしたか	1,000万円以上 1,500万円未満	第13段階 ⑬ 基準額×2.15 年134,100円 月11,180円	第11段階 基準額×2.15 年123,800円 月10,320円	
		1,500万円以上 2,000万円未満	第14段階 ⑭ 基準額×2.30 年143,500円 月11,960円	第12段階 基準額×2.30 年132,400円 月11,040円	
		2,000万円以上	第15段階 ⑮ 基準額×2.45 年152,800円 月12,740円	第13段階 基準額×2.45 年141,100円 月11,760円	

4月から65歳以上の方の介護保険料額が変わります

〈第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の改定〉

介護保険料は3年ごとに見直しを行います。平成27～29年度の第6期事業計画期間において必要とされる給付費を見込み、その額の22%を第1号被保険者の保険料で負担することと規定されています。要介護認定者の増加に伴い給付費は年々増加しています。保険料の上昇を少しでも抑えるため、介護給付費準備基金を活用するとともに、保険料段階の見直しを行った結果、保険料基準額は月額5,200円となりました。

所得段階別保険料額は、負担能力に応じたきめ細かい設定とするため、現行どおり15段階と細分化します。（右図）

〈低所得者の負担を軽減〉

消費税を財源とした公費を投入し低所得者の介護保険料を軽減する仕組みを設けます。生活保護受給者または世帯全員市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の段階層の保険料率を国の基準の0.5から0.45に引き下げます。

〈市民税課税層の所得段階を細分化〉

市民税の課税層は、国の基準額に基づき、第6、第7段階の境界となる所得金額を120万円に見直すとともに、第8、第9段階の境界となる所得段階を290万円に見直し、15段階に細分化して保険料率を2.45まで設定します。

なお、平成27年度納入通知書は、7月中旬に発送する予定です。

納め忘れは ありませんか 平成26年度の 介護保険料

65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料は、年金からの天引き（特別徴収）または市から送付する納付書により納付（普通徴収）していただいています。

平成26年度の介護保険料は、5月29日（金）まで、お手元の納付書で納められます。できるだけお早めに納付してください。

納付書を紛失した場合は、再発行しますので、お申し出ください。

問合先 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9921

※合計所得金額…実際の収入から必要経費の相当額を差し引いた金額です。
①生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方または世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方
②世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円超120万円以下の方
③世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が120万円超の方
④世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方
⑤世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、第4段階以外の方
⑥～⑮本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※)が各段階の該当額の範囲内の方